

令和2年度備前地域産品知名度向上・販路開拓支援事業 テストマーケティング参加事業者 募集要項

1 目的

首都圏及び関西圏での販路開拓を目指す岡山県備前県民局管内ものづくり企業等が製造・加工又は販売する商品を対象に、首都圏及び関西圏の店舗でテスト販売を行い、販売で得られた情報をフィードバックすることで、売れる商品づくりにつなげます。

2 内容

(1) 実施期間

令和2年11月3日（火・祝）～令和2年11月30日（月）

(2) 実施店舗

- ①日本百貨店しょくひんかん（東京都千代田区神田練塀町8-2 CHABARA 内）
- ②ニッポンスターダート LINKS UMEDA（大阪市北区大深町1-1 B1F）

(3) 対象事業者

食品を製造・加工又は販売する岡山県備前県民局管内中小ものづくり企業等

(4) 対象商品

常温商品、冷蔵商品、冷凍商品（いずれも食品に限ります。）

(5) 募集事業者数

5者程度

(6) 費用負担

- ・納品、返品に伴う費用
- ・試飲食用の商品代金（試飲食可能である場合）

3 販売・取引条件

- (1) 試飲食は新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、現在は禁止されています。可能となった場合はあらためてご連絡します。（その場合は試飲食用の商品代金が必要となります。）
- (2) 取引条件：消化仕入れ（卸業者やメーカーに陳列する商品の所有権を残しておき、販売店舗で売上が計上されたと同時に、仕入が計上される取引形態です。）
- (3) 販売手数料：18% ※日本百貨店の取引先登録をしていただき、売上手数料と振込手数料が引かれた金額が支払われます。

4 応募資格

事業者等が製造・加工又は販売する食品等を有し、積極的に首都圏及び関西圏へ販路開拓を目指す中小企業等※で、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 岡山県備前県民局管内に本社又は主たる事業所を有すること。
- (2) 岡山県税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員等に該当する者、暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある者、又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者、いずれでもないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 事業者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (6) 食品衛生法、J A S 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法等及び J I S 規格（日本工業規格）等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- (7) 原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- (8) 各種保険等に加入する等、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできること。

※「中小企業等」：中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項及び第 5 項に規定する中小企業者及び小規模企業者、並びに中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 4 号に規定する企業組合

5 申込期限等

(1) 申込期限

令和 2 年 1 0 月 1 3 日（火） 1 7 時必着

(2) 提出書類

①参加申込書

②F C P 展示会・商談会シート

③会社概要（企業のパンフレット等・P D F 可）

- ・①及び②は、公益財団法人岡山県産業振興財団HPからダウンロードしてください。（https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/event_detail/index/2142）
- ・参加が決定した場合は、岡山県税に滞納がないことを証明する納税証明書（完納証明書）の原本を提出していただきます。
- ・支援の内容により、追加で関係書類の提出をお願いする場合があります。

(3) 提出部数

各 1 部

(4) 提出先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 創業・販路開拓支援課
〒701-1221 岡山市北区芳賀 5301（テクノサポート岡山）

- (5) 提出方法
郵送又は持参

6 選考について

- (1) 書類審査の上、参加事業者を決定します。(必要に応じてヒアリング審査を行う場合があります。)
- (2) 10月中旬に、選考結果を通知します。審査の結果(不採択の理由等)に関する問い合わせには、応じかねますので、あらかじめご了承ください。

7 その他

- (1) 応募に係る費用は全て事業者の負担とします。
- (2) 提出された申請書類等は、返却いたしません。
- (3) 参加事業者は、安全かつスムーズな事業実施のため、公益財団法人岡山県産業振興財団の指示に必ず従ってください。
- (4) 参加事業者が損害を被った場合、その損害については参加事業者の負担となります。
- (5) 特別なノウハウや秘密事項については、参加事業者自身であらかじめ法的保護を行うなどの対応をおとりください。

8 問い合わせ先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 創業・販路開拓支援課
担当：島本、小橋
電話：086-286-9677 (直通)
E-MAIL:shinfo@optic.or.jp

<参考> 日本百貨店について

ニッポンのモノヅクリとスグレモノをテーマに、日本全国から様々なヒト・モノ・コトが集まり、様々な出会いを生み出している日本百貨店。2013年7月、初めての食品専門館をオープン。作り手と使い手の出会いの場というコンセプトそのままに、全国の”食”の作り手が都心の生活者と会話をしながら、”おいしい”を紹介する。JR秋葉原駅の駅前など、日本中のみならず世界中の人々が集まる場所で、「食のテーマパーク」として日本の‘食’と‘文化’を発信している。